

離婚分割について

離婚時年金分割の制度についてご説明しますね。

●離婚分割とは？

離婚時に、将来受給できる年金を、配偶者に分割して支払うというものです。

平成19年（2007年）までは

年金を分割しなければならないという法的根拠はありませんでした。

話し合いで、離婚条件の一つとして年金の一部を支払うということに決め、自分の年金の一部を任意で渡す、ということがあったのですが。

この場合、もし本人が死亡すると、年金が法律上支払われるということはありませんし、離婚後は配偶者として遺族の年金を受け取ることも出来ません。

離婚分割のポイントは

離婚をした日の翌日から起算して2年以内に請求する必要があります。

●合意分割制度

2007年から開始された離婚分割は第2号被保険者期間（厚生年金の被保険者）の話です。

制度化されていなかった以前とは違い

平成19年（2007年）4月以降になると

結婚期間中の、夫の会社員時代と妻の会社員時代の厚生年金納付期間を合算し、分割することで同意して社会保険事務所に公正証書の提出をすると、年金が多いほうから少ないほうの元配偶者へ、その年金受給開始年齢になると、自分の年金に併せて分割合意した部分の年金が支給され、元配偶者が亡くなくても分割合意した分の年金は支給されます。

勿論、配偶者の片方が厚生年金の被保険者でなくとも分割は可能です。

また、分割する側が年金支給開始年齢前に死亡しても、分割を受ける側は関係なく年金を受け取れます。

また分割を受ける側が再婚しても支給されます。

ただし、個人の年金を任意で分割している時とは違い、自分の年金がもらえるまでは、分割合意した分の年金は支給されません。

以下は2007年4月以降の離婚分割の留意点です。

- 1) 基礎年金の部分については、分割はありません。
- 2) 分割を受ける側が、原則25年の受給資格期間をクリアしていることが必要です。
- 3) もし、夫と妻の働いている期間がほぼ同じで、妻のほうが高給であった場合、合算分割すれば、妻が受け取る年金額は分割する前より減ることもあります。

年金分割で、妻が得をすることは一概には言いきれないのです。

この分割は、必ず高いほうから低いほうに分割されるのです！

● 3号分割制度

2008年4月からスタートした離婚分割は、2008年4月以降の、婚姻期間における第3号被保険者期間に限られます。

分割は、第2号被保険者から第3号被保険者にのみ行われます。

分割割合については2分の1と決まっています話し合いは必要ありません。

つまり、第3号被保険者（被扶養配偶者＝妻であることが多いとは思いますが）

の立場から見ると、2008年4月以降の分は合意がなくとも、配偶者の年金の2分の1を、受給開始年齢以降受け取ることができるということになります。

2008年4月以降の離婚分割は、2007年の離婚分割に加えて第3号被保険者のための特例が加わったと解釈すると理解しやすいのではないかと思います。

2008年4月以降の離婚分割についても以下の留意点があります。

1) 基礎年金の部分については分割はありません。

2) 分割を受ける側が、原則25年の受給資格期間をクリアしていることが必要です。

● 西尾の解説

離婚分割というのは、婚姻していた期間に築いた財産は、二人で協力して得たものなのだから、分け分けしましょう！という理論が年金にも及んだものです。

でも、離婚後もひとりでバリバリ働き、65歳以降も年金が要らないくらい稼いでいるという方はおいといて、分割する側もされた側も、この分割後年金だけで生活するのは辛いと思います。

平均的なサラリーマンの受給できる老齢厚生年金＋老齢基礎年金は、月割りにすると23万円前後が多いそうです。

配偶者がいれば、これに本人の老齢基礎年金月約6万円前後が+されて、約29万円。健康であれば、なんとか暮らしていける金額です。

でも、離婚分割の場合、この23万円から老齢基礎年金を引いた部分17万円の最大限の場合、半額の8万5千円が相手に行くわけですね。

一人暮らしで、14万5千円。かなり、しんどそうですね。

離婚分割の制度がスタートしても、離婚後の生活を分割された年金だけに頼るのは無理そう。

分割しなければならない側は特に、離婚にはかなりの覚悟が必要だと思います。



無断転載をお断りします。